

議案第 2 1 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 2 3 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

兵庫県美方郡香美町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金 3, 5 0 0, 0 0 0 円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年月日

平成 6 年 3 月 2 4 日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し腰椎椎間板ヘルニア治療のため手術を行った際に体内にガーゼを遺残していたものであり、和解の相手方が他

病院において平成22年7月29日に手術を受けた際に、この遺残ガーゼが発見され摘出されたものである。